

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(六二・総務課)……………1

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(六三・財政課)……………3

公営企業管理規程

○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(二三・公営企業課)……………4

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十二号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成六年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 第一条中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改め、「単に」及び「引受けの」を削る。

第二条の見出し中「引受け」を「公益信託」に改め、同条中「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、「引受けの」及び「公益信託引受許可申請書(様式第一号)」を削り、「添えて、」を「添えた申請書を」に改め、同条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、「書類」を「種類」に改め、同条第七号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条第八号

を削る。

第三条中「引受けを許可された」を「許可を受けた」に改め、「受託者」の下に「(以下「受託者」という。)」を加え、「添えて、その旨」を「添えた報告書」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第四条第一項中「事業年度(事業年度)」を「信託事務年度(信託事務年度)」に、「当該事業年度の事業計画書及び収支予算書」を「次に掲げる書類を添えた届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該信託事務年度の事業計画書
- 二 当該信託事務年度の収支予算書

第四条第二項中「前項の事業計画書又は収支予算書」を「前項各号に掲げる書類の内容」に、「変更の」を「当該変更の」に、「添えて、その旨」を「添えた届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第五条中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、「書類を」の下に「添えた報告書」を加える。

第六条中「第六十九条第二項」を「第四条第二項」に改める。第七条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

受託者は、法第五条第一項の規定による特別の事情が生じたとき、次に掲げる書類を添えた報告書を知事に提出しなければならない。

第七条第一号中「条項の」を削り、同条第二号中「条項の変更案」を「変更案を記載した書類」に改め、同条第三号中「条項の」を削る。

第十七条の見出しを「(信託の終了等の報告)」に改め、同条ただし書を削り、同条第二号中「信託終了の」を「信託が終了した」に、「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十九条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 二 信託の清算終了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

第十六条を削る。

第十五条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に、「ある」を「できる」に改め、同条第二項中「様式第八号」を「別記様式」に改め、同条第三項を削

り、同条を第二十八条とする。

第十四条中「帳簿」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同条を第二十七条とする。

第十三条の見出しを「(受託者の氏名等の変更の届出)」に改め、同条第一項中「旨を」の下に「記載した届出書」を加え、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条を削る。

第十一条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第二百三十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に改め、「信託管理人選任請求書(様式第六号)」を削り、「添えて、」を「添えた請求書を」に改め、同条第一号中「選任」を「信託管理人の選任」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げ

る書類
(信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十六条第一項及び法第八十八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十條中「法第四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八條」に改め、「新受託者選任請求書（様式第五号）」を削り、「添えて、」を「添えた請求書を」に改め、同条第一号を次のように改め、同条を第十五条とする。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 第十五条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八十八条の規定により信託財産管理命令（信託法第六十三条第一項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八十八条の規定により信託法第六十六条各号に掲げる行為（以下この条において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八十八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八十八条の規定により辞

任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八十八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八十八条の規定により信託財産法人管理命令（信託法第七十四条第二項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第九条中、「その相続人、受益者」を削り、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八條」に改め、「受託者解任請求書（様式第四号）」を削り、「添えて、」を「添えた請求書を」に改め、同条第一号中「解任」を「受託者の解任」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「第七十一条」を「第七条」に改め、「受託者辞任許可申請書（様式第三号）」を削り、「添えて、」を「添えた請求書を」に改め、同条第二号中「及び財産」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たに信託を受ける者（以下「新受託者」という。）」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八十八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
 - 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類
- 第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第八号）の規定（同法第四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めを含む。）を記載した書類
- 三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託の変更が事業に係る場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合（信託法第二条第十項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法（同法第五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 五 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の併合後二年間）の事業計画書及び収支予算書
- 六 第二条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割（信託法第二条第十項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十六條第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

- 第十一條 受託者は、法第六條の規定により新規信託分割(信託法第二條第十一項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
 - 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十九條第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
 - 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - 四 信託法第六十條第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類
 - 五 信託の新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、信託の新規信託分割後二年間)の事業計画書及び収支予算書
 - 六 第二條第三号、第五号及び第六号に掲げる書類
 - 六 第二十九條の次に次の一条を加える。
 - (申請書等の記載事項)

第三十條 この規則に規定する申請書、報告書、請求書又は届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請、報告、請求又は届出の年月日
- 二 申請者、報告者、請求者又は届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 様式第一号から様式第七号までを削る。
- 様式第八号中「第15条」を「第28条」に改め、同様式表中「6センチメートル」を「5.5センチメートル」に改め、同様式表中「信託法第67条」を「信託二箇ノ法律第3条」及び「信託法第69条第1項」を「信託二箇ノ法律第4条第1項」及び「の引渡けの」を「に係る」及び「第15条」を「第28条」及び「第67条及

第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に、「ある」を「である」に、「第8条」を「第28条」に改める。
 様式第九号を削り、様式第八号を別記様式とする。

附則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺田 典 城

秋田県規則第六十三号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第八十二條」を「第八十二條の二」に改める。
- 第四十五條第二項を次のように改める。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入については、現金出納機関を納入場所とすることができる。
 - 一 太平療育園の使用料及び手数料、精神保健福祉センターの使用料及び手数料並びに衛生関係施設の使用料及び手数料。ただし、証紙により徴収するものを除く。
 - 二 国債、社債、公社債、地方債、預金等の元利金及び株式配当金
 - 三 生産物、工作物及び不用品の売払代金
 - 四 マリーナ施設以外の港湾施設のうち岸壁、物揚場及び船舶給水施設の使用料並びに入港料
 - 五 国庫支出金、交付金、委託金その他の国庫送金
 - 六 火災保険料及び違約金
 - 七 母子福祉資金貸付金戻入
 - 八 空港使用料
 - 九 児童会館入場料、総合生活文化会館入場料、近代美術館入館料及び博物館入館料
 - 十 生涯学習センター使用料(生涯学習センター分館使用料を除く。)、博物館使用料及びスポーツ科学センター使用料
 - 十一 高等学校の授業料、入学金、通信制受講料及び聴講料並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター共済負担金
 - 十二 私用の電話料、電灯料等の料金
 - 十三 行政財産の目的外使用に係る使用料
 - 十四 寡婦福祉資金貸付金戻入
 - 十五 結婚支度資金貸付金戻入
 - 十六 職業能力開発校の授業料及び職業訓練費用収入
 - 十七 農業試験場使用料

- 十八 衛生看護学院の授業料
- 十九 水産振興センター使用料
- 二十 行政文書複写料
- 二十一 工業技術センターの使用料及び手数料
- 二十二 農業研修センター使用料
- 二十三 高度技術研究所使用料
- 二十四 総合食品研究所使用料
- 二十五 盲学校理療科実習収入
- 二十六 会議等負担金
- 二十七 その他未納に係る税外収入金

第四十六條中「前條第二項第一号」を「前條第二項各号」に改める。

第七十八條第一項中「第四十五條(納入場所)第二項第一号」を「第四十五條(納入場所)第二項」に改める。

第三章第四節中第八十二條の次に次の一条を加える。
 (郵便貯金銀行を納入場所とする県税の収納)

第八十二條の二 郵便貯金銀行を納入場所とする県税の収納に關し必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

第九十六條第二項第四号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第一百十條中「並びに第二百二十九條(隔地払による支払)第一項」を削る。

第二百二十九條第一項ただし書を削り、同条第二項ただし書中「ときにあつては隔地払通知書(送金案内)、支払場所が郵便局であるときにあつては隔地払通知書(簡易払・送金案内)」を「ときは、隔地払通知書(送金案内)」に改める。

第六十條第二項第五号及び第六号を次のように改める。
 五 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
 六 郵便貯金銀行の発行する為替証書

第二百九十九條を次のように改める。

第二百九十九條 削除

第二百九十七條第二項中「にあつては送金小切手」を「は、送金小切手」に改め、「送付し、支払場所が郵便局であるときにあつては郵便振替支払通知書及び隔地払通知書(簡易払・送金案内)を債権者に」を削る。

第三百三十條の九第四号中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第三十六條第一項に規定する権利を行使しよう」を「信託法(平成十八年法律第八号)第四十八條第一項又は第二項の規定により信託財産から信託事務を処理するのに必要と認められる費用及びその利息の償還又は費用の前払を受けよう」に改める。
 第四百十六條の表中「隔地払通知書(簡易払・送金案内)」を

ページ	正		誤	正
	段	行		
<p>平成十九年九月二十八日</p> <p>秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>秋田県公営企業管理規程第三号</p> <p>秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程</p> <p>秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十八条第二項第五号及び第六号を次のように改める。</p> <p>五 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書</p> <p>六 郵便貯金銀行の発行する為替証書</p> <p>別表第四(1)電気事業会計勘定科目表流動資産の表中「<u>郵便貯金</u>」を「<u>郵便貯金銀行</u>」の発行する「<u>郵便貯金</u>」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成十九年十月一日から施行する。</p>				
<p>この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九十六条第二項第四号及び別表第二の二の改正規定は公布の日から、第三百三十条の九の改正規定は同年九月三十日から施行する。</p> <p>公営企業管理規程</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九十六条第二項第四号及び別表第二の二の改正規定は公布の日から、第三百三十条の九の改正規定は同年九月三十日から施行する。</p>				

<p>法施行細則の一部を改正する規則 (原稿誤り)</p> <p>二 下 十一 第六条中</p> <p>第六条中第三項を 第四項とし、</p>	<p>発 行 者 秋 田 県</p> <p>秋田市山王四丁目一番一号</p> <p>購読料金 一月三千六百七十五円(税込)</p>
---	---

<p>印 刷 所</p> <p>秋田市山王七丁目五番二十九号</p> <p>株式会社 松原印刷社</p> <p>電話 862-8766 FAX 863-0005</p> <p>Email: matsubara@natsuharansu.co.jp</p> <p>秋田市山王七丁目五番二十九号</p> <p>松原繁雄</p>	<p>印 刷 者</p>
---	--------------